

令和2年度

神奈川県予算に対する要望

令和元年12月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進にあたり格別の御高配、御協力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。このたび、令和2年度予算編成に向けた横浜市としての要望事項を取りまとめましたので、御検討をお願い申し上げます。

令和の時代が幕を明け、いよいよ横浜市でも、人口減少、超高齢化の進展、インフラの老朽化など、これまで経験したことのない新たな局面を迎えています。

こうした課題を乗り越え、持続的な成長・発展を実現するために、「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」に基づき、市民生活の向上や横浜経済の活性化につながる施策に力を注いでいます。

令和2年度予算は、計画の3年目となる折り返しの予算にあたるため、計画目標の達成に向け、取組をさらに加速させるべく、編成を進めています。

今年も、全国各地で大規模な災害が発生しています。横浜市でも台風第15号により、金沢臨海部をはじめ深刻な被害が生じ、県・市が連携して被害者支援にあたりました。今後も、あらゆる自然災害に対して被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できるよう、県・市の連携を一層強化し、災害に強い安全で安心な都市を実現してまいります。

少子化の進展や多様化する子育てニーズに対応していくため、子育て環境をより一層充実させる必要があります。また、超高齢社会に向けた挑戦として、必要な時に医療や介護を提供できる体制づくりも急務です。これらの取組には、県の協力が不可欠であるため、今後も、緊密に連携し進めてまいります。

いよいよ来年は、県・市で連携・協力し、準備を進めてきた「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されます。また、2027年の招致を目指している国際園芸博覧会の開催申請も、国際園芸家協会（AIPH）から承認されました。こうした絶好の機会を捉え、神奈川・横浜の魅力を広く国内外に発信し、更なる飛躍に向けて力を尽くしてまいります。

加えて、本格的な舞台芸術の上演を目的とした新たな劇場整備の検討を進めています。文化芸術の創造と発信、経済の活性化、さらに、次世代育成など幅広い効果に繋げていきます。県のご協力もいただけますよう、よろしくお願いいたします。

横浜市を含む県内政令指定都市は、人口集中などの大都市特有の財政需要を抱え、多様な市民ニーズに対応しています。今後も、県と連携し施策を推進することを通じて、県財政にも大きく貢献していきます。

将来にわたり、県政、市政の更なる発展に協調して取り組めるよう、この要望書では、現行制度に関する要望事項や指定都市固有の課題、連携・協力し事業を進めるうえで県・市の果たすべき責務等について、とりまとめています。

これらの趣旨を御賢察いただき、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和元年12月

横浜市長 林 文子

目 次

1 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 県市間の更なる権限移譲等の推進による市民生活の向上…………… 2
- (2) 廃棄物処理施設の整備への支援【新規】…………… 4
- (3) 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への拡大…………… 5
- (4) 政令市と他の市町村との補助較差是正…………… 6
 - ・ 重度障害者医療費助成事業
 - ・ 小児医療費助成事業
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

2 事業の推進にかかる要望

- (1) 県施行の河川改修事業…………… 7
- (2) 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業…………… 8
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業
 - ・ 都市基盤河川改修事業
 - ・ 市街地再開発事業
 - ・ 神奈川東部方面線整備事業
 - ・ 地域防犯カメラ設置補助事業
- (3) 消防ヘリコプター・消防艇広域連携促進事業…………… 9
- (4) 医療・介護の提供体制の充実【一部新規】…………… 10
- (5) 依存症対策の推進【新規】…………… 13
- (6) 観光施策の推進への支援【新規】…………… 14
- (7) 東京2020オリンピック・パラリンピック推進事業【新規】…………… 16
- (8) 国際園芸博覧会の横浜開催支援【新規】…………… 17
- (9) 次世代自動車の普及・促進に向けた充電設備の整備【新規】…………… 18

県市間の更なる権限移譲等の推進による市民生活の向上

政策局、県警本部

市民生活に直結する分野を中心とした、更なる権限移譲等の推進

【提案の背景・必要性】

- ・人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行など、社会環境は大きく変化しており、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、二重行政を解消し、より効率的・効果的に行政サービスを提供していくことが必要です。
- ・第30次地方制度調査会答申でも、「大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、二重行政の解消を図ることが必要」とされています。
- ・こうした中、これまでも県と本市は、副知事・副市長間や局長レベルでの協議の場を設けており、全国で初めて認定こども園に関する権限移譲に合意するなど、成果をあげてきました。また、平成29年3月に開催された、「横浜市神奈川県調整会議」を経て、「パスポート発給事務」が令和元年10月から移譲されました。
- ・こうした取組を積極的に進めることで、県民・市民の皆様への行政サービスの更なる向上につなげていきたいと考えています。
- ・つきましては、がけ対策や河川管理、私立幼稚園の認可、医療計画の策定など、市民生活に直結する分野の事務権限の移譲を要望します。
- ・また、権限移譲にあたっては、事務処理の円滑な実施のため、必要な財源措置を講じることを要望します。
- ・また、現在、運転免許証の更新手続において、横浜市民は、初回更新者と違反運転者の窓口が運転免許センターに限定されています。市民以外の県民の皆様は、住所地の管轄署で全ての更新手続が可能であり、市内に運転免許センターがあるものの、県下の他市町村と窓口サービスや利便性に差が生じています。
- ・つきましては、県内他市町村と同様に住所地の管轄署で運転免許証更新手続ができるよう、運転免許センターまで所要時間を要する青葉区や栄区などで窓口拡大を試行するなど、窓口サービス及び利便性の向上に引き続き取り組むよう要望します。

【次頁あり】

【参考1】 <県から市に移譲されていない主な事務権限>

- 子育て支援分野
私立幼稚園の設置認可権限 など
- 都市計画・土木分野
急傾斜地崩壊危険区域の指定権限、一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、
都市計画事業の認可権限 など
- 福祉・保健・衛生分野
医療計画の策定権限 など
- 安全・市民生活分野
高压ガスの製造等の許可等権限
（コンビナート地域に所在する事業所に係る）、
液化石油ガス充てん設備の許可等権限 など

【参考2】 運転免許センター以外で更新手続きができる警察署

更新時の講習による区分	横浜市民	横浜市民以外の神奈川県民
優良運転者	住所地の管轄署 ※1	住所地の管轄署 ※2
一般運転者	住所地の管轄署 ※3	住所地の管轄署 ※3
違反運転者	<u>手続き不可</u>	住所地の管轄署 ※3
初回更新者	<u>手続き不可</u>	住所地の管轄署 ※3

※1 後日交付

※2 後日交付。即日交付警察署では即日交付

※3 別日指定の講習受講後に交付

廃棄物処理施設の整備への支援

環境農政局

廃棄物処理施設整備等の推進に向けた連携強化

【提案の背景・必要性】

- ・本市では、市内4工場で家庭や事業所から出される燃やすごみを年間約87万トン処理しており、安定的な廃棄物処理や、良好なストックマネジメントのためには、廃棄物の収集から最終処分までを支えるすべての廃棄物処理施設で計画的な基幹改良や関連施設の更新、改修等をしていく必要があります。
- ・また、循環型社会の実現に向け、廃棄物適正処理の推進に取り組み、鶴見工場の長寿命化工事及び保土ヶ谷工場の再整備等の廃棄物処理施設の更新、整備を行っており、多額の事業費を要しています。
- ・取組を進めていくためには国費等の財源が必要ですが、国の補助対象は、エネルギー回収効率化に向けたプラント改修等のCO₂排出削減に直結する設備に限定されています。
- ・CO₂排出削減に直結しない設備は数多くあり、老朽化した廃棄物処理施設が増加する中で長期間にわたり多額の市費が必要となるため、施設の更新や改修を適切な時期に行うことが難しい状況です。同様の課題は県下の多くの自治体が抱えています。
- ・台風19号の際には川崎市から要請を受け、大量に発生した災害廃棄物を本市の工場へ運搬し処理しており、市域を越えた広域的な処理体制にも寄与しています。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「神奈川県循環型社会づくり計画」では、県は循環型社会の形成に向け広域的な観点から廃棄物の適正処理を推進する役割が位置づけられています。こうしたことから本市が行っている工場再整備などの廃棄物処理施策を推進するためにも、国費の拡充に向けて県市が協調して要望していくことが重要です。
- ・つきましては、国に対し、工場の再整備などを含めた安定的な廃棄物処理体制の維持に不可欠な施設全体に補助対象を拡充するよう、県市一体となって要望の連携・協力の強化をお願いします。

※整備スケジュール

保土ヶ谷工場：R1～5 整備計画策定等 R6～10 建設工事 R11 竣工

鶴見工場長寿命化：H30～R4 プラント等工事

小児医療費助成の県助成対象の学齢期への拡大

福祉子どもみらい局

県の通院助成の対象を未就学児から学齢期までに引き上げ

【提案の背景・必要性】

- ・ 子育て世代の支援は、将来にわたって、活力ある社会をつくっていくために、国・地方を問わず、重要な施策となっています。近年、特に制度の充実が求められている施策が小児医療費助成です。
- ・ 本市では、市民からの強い要望を受け、これまで段階的に助成対象を広げており、平成 29 年 4 月からは小学校 6 年生まで対象を広げ、さらに、本年 4 月からは、中学校 3 年生までの助成へ拡大をしました。
- ・ 県下では、全ての自治体で、学齢期の児童を対象とした通院助成を実施している状況を踏まえ、安心して子どもが受診できる制度を確保することは、県民全体の強い要望であるといえます。
- ・ また、政令市が存する 15 道府県のうち 6 府県においては学齢期を対象とした通院助成制度を有しています。
- ・ つきましては、現在、未就学児までを対象としている県の通院助成について、県及び県下市町村が、制度面・財政面で互いに連携しあって、県民の子育て支援をすすめていくという観点から、学齢期まで対象を広げることを要望します。
- ・ また、本制度が全国的に実施されている状況であれば、統一した制度を実現すべきであり、本市では、これまでも九都県市首脳会議や指定都市市長会など、様々な機会を通じて制度の統一などを国に要望しています。
- ・ そこで、国に対し統一した制度の実現など、要望の連携・協力の強化をお願いします。

【県と市の小児医療費助成の状況】

	通院助成	入院助成	R元年度予算額
県	就学前まで	中学卒業まで	4,052百万円
本市	中学卒業まで	中学卒業まで	10,570百万円 (うち県補助金1,841百万円)

※小6まで県補助が拡大された場合
(県補助金3,038百万円)

《参考》通院助成制度の状況

○**県下市町村** ※31年4月時点

- ・ 高校卒業まで：1町
- ・ 中学校卒業まで：26市町村
- ・ 小学校6年生まで：6市町
- ・ 未就学児まで：なし

○**政令市が存する道府県** ※31年3月末時点

- ・ 中学校卒業まで：3府県
- ・ 小学校6年生まで：2県
- ・ 小学校3年生まで：1県
- ・ 未就学児まで：9県（3歳まで1県）

政令市と他の市町村との補助較差是正

総務局・福祉子どもみらい局

政令市と他の市町村との補助較差是正について

【提案の背景・必要性】

- ・ 県の社会保障関係補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに較差を設けているものがあります。
- ・ 本市においても、令和元年をピークに人口減少となることに加え、超高齢社会が進展する中、社会保障施策の伸びは、一般財源の伸びを上回っており、財源確保が急務となっています。また、**税負担の根幹である“受益と負担”という観点からすると、横浜市民として、他の市町村に在住している方々と同様に県民税を負担しているにもかかわらず、政令市に在住しているというだけをもって補助較差が設けられているという現状には、理解が得られるものではありません。**
- ・ **他の市町村の住民と同様に県民税を負担している市民の理解と納得が得られるよう、これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。**

(1) 重度障害者医療費助成事業	
①政令市・中核市	1/3 (平成16年度から)
②その他市町村	1/2 (平成16年度から)
※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は政令市とその他市町村の補助較差が設定されています。	
(2) 小児医療費助成事業	
①政令市	1/4
②その他市町村	1/3
※平成14年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成15年度から補助較差が設定されています。	
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	
①政令市・中核市	1/3 (平成18年度から)
②その他市町村	1/2
※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成16年度から補助較差が設定されています。	
(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	
①政令市	対象外
②中核市	1/3
③その他市町村	1/2
※平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県補助制度開始以来、補助対象外とされています。市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。 (令和元年8月31日現在) 在日外国人高齢者福祉給付金 支給対象者 30名、在日外国人障害者福祉給付金 支給対象者 11名	

提案の担当／健康福祉局生活福祉部医療援助課長	岩崎 均	TEL 045-671-3694
健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長	佐藤 泰輔	TEL 045-671-2355
健康福祉局障害福祉部障害福祉課長	渡辺 文夫	TEL 045-671-4130

県施行の河川改修事業

県土整備局

県施行による河川改修事業の推進等（帷子川、境川、柏尾川、大岡川、侍従川、鶴見川、今井川、舞岡川）

【提案の背景・必要性】

- ・ 本年の台風 15 号及び 19 号は、関東、東北、東海地方を中心に大きな風水害をもたらし、県内の各所でも被害が発生しました。
- ・ 近年、台風や集中豪雨による浸水被害が数多く発生しています。都市部における河川の氾濫等の災害発生は、生命・財産に甚大な被害をもたらし、都市機能を大きく阻害することになります。そのため、県民・市民を守るためには、県施行河川における取組が不可欠です。
- ・ つきましては、県施行河川の改修促進を要望します。

対象河川	要望内容
帷子川	交通の結節点である下流部では、平成 16 年の台風 22 号・23 号において横浜駅周辺で甚大な浸水被害が発生し、平成 26 年の台風 18 号でも河川の避難判断水位を超え、溢水寸前でした。再度の災害発生防止に備え、河口部の狭さく部をはじめとした未整備区間の河川改修の促進を要望します。
境川、柏尾川 大岡川、侍従川	依然として治水安全度が低いため、河川改修の促進や遊水地の早期完成等、治水対策の強化を要望します。
鶴見川	治水安全度を向上させるための河川改修の促進を要望します。
今井川、舞岡川	ポンプ排水型遊水地の長寿命化事業等を実施するため、河川法第 99 条に基づく本市への早期委託を要望します。



平成 16 年台風 22 号 横浜駅西口周辺



帷子川の河口部 狭さく部

提案の担当／道路局河川部河川事業課長
都市整備局都心再生部都心再生課担当課長

秋本 圭一 TEL 045-671-3981
石井 高幸 TEL 045-671-3961

防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業

県土整備局、くらし安全防災局

県と市で連携して、防災・減災の取組、都市基盤整備や防犯対策等が進められるよう、急傾斜地崩壊対策事業、市街地再開発事業や地域防犯カメラ設置補助事業等を推進

【提案の背景・必要性】

- ・以下の事業については、これまでも県と市が協調して予算を確保し、事業を進めているところです。
- ・県の「地域防犯カメラ設置事業」は、令和元年度が事業計画の最終年度となりますが、重大事件が相次いでいることや自治会町内会等のニーズが依然として大きいこと、さらなる防犯力向上のために補助制度の継続を求めます。
- ・令和2年度も引き続き、県市協調で円滑に事業が進められるよう要望します。

(要望事業)	県予算要望額 (百万円)	うち県負担額 (百万円)	県所管局	説明
①急傾斜地崩壊対策事業 (建築局)	956	735	県土整備局	急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事にかかる事業費の確保。 (工事中：19か所、未着工：17か所(H31.3月末))
②都市基盤河川改修事業 (道路局)	4,137	1,379		本市が施行する河川改修及び大規模な用地取得に対する補助金の確保。 帷子川、今井川、阿久和川など 5河川
③市街地再開発事業 (都市整備局)	1,851	925		民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保。 ①大船駅北第二地区 ②瀬谷駅南口第1地区 ③新綱島駅前地区 ④中山駅南口地区
④神奈川東部方面線整備 事業 (都市整備局)	4,070	4,070		神奈川東部方面線整備にかかる事業者への事業費の確保。
⑤地域防犯カメラ設置補助 事業 (市民局)	27	15	くらし安全 防災局	県内外で子どもが殺傷される重大事件が発生している状況等を踏まえ、さらなる防犯力向上を図るため、市内の自治会町内会・商店会に交付する防犯カメラ設置にかかる補助金の確保及び令和2年度の補助制度の継続(2年度：100台分)

提案の担当／①建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長	山本 和弘	TEL 045-671-2959
②道路局河川部河川事業課長	秋本 圭一	TEL 045-671-3981
③都市整備局市街地整備部市街地整備調整課長	鈴木 康弘	TEL 045-671-2710
都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長	飯島 徹	TEL 045-671-3849
都市整備局市街地整備部市街地整備推進担当課長	村田 功	TEL 045-671-2668
都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所長	中里 浩一郎	TEL 045-531-9604
④都市整備局都市交通部鉄道事業推進担当課長	六渡 淳一	TEL 045-671-2716
⑤市民局市民協働推進部地域防犯支援課長	坪井 豊	TEL 045-671-2601

神奈川県下の大規模災害等に対応するため、広域応援に必要とされる消防ヘリコプター・消防艇の維持管理・運営及び更新に係る経費に対する県予算の確保

【提案の背景・必要性】

- ・ 現在、県下の航空及び港湾消防体制は、本市と川崎市が担っており、神奈川県下消防相互応援協定に基づき、県内市町村の要請に応じて活動し、市域外での応援活動で大きな実績を上げています。
- ・ 特に、昨今の激甚化する自然災害においては、孤立した地域への支援等の有効な手段となることから、こうした大規模災害への対応を強化するためには、県と市が一体となり体制を整える必要があります。
- ・ 本年9月に発生した台風第15号による横浜ヘリポート施設及び消防ヘリコプター本体への浸水被害等も甚大なもので、多額の復旧費用が見込まれていますが、神奈川県下はもとより全国各地に応援派遣の要請に応じるためには、早急に復旧し、通常運用を再開する必要があります。
- ・ 消防ヘリコプターについては、平成28年度から、市町村地域防災力強化事業費補助金が交付されていますが、現状の補助制度では、消防ヘリコプター機体整備に係る経費を十分にまかなえていない状況であるとともに、広域応援などにおける安全運航の確保に不可欠な教育訓練費等が補助対象外となっています。
- ・ また、県内沿岸付近の災害に広域応援部隊としても活動する消防艇については、令和2年度から3年度にかけて実施する更新は補助対象となっていますが、消防艇の維持管理・運営費は補助対象外となっています。
- ・ つきましては、消防ヘリコプター・消防艇の維持管理・運営及び更新に係る経費に対して応分の負担措置を要望します。

- | | |
|--|----------------------------|
| ① 消防ヘリコプター維持管理事業（1号機：耐空検査1年、2号機：耐空検査2年等） | |
| ・ 維持管理費等 | ： 190 百万円 （県費要望額 43 百万円※） |
| ※令和元年度県補助金上限額 | ： 30 百万円（市町村地域防災力強化事業費補助金） |
| ② 消防ヘリコプター復旧事業（2号機：台風第15号による被災に係る復旧事業費） | |
| ・ 復旧事業費 | ： 340 百万円※ （県費要望額 70 百万円） |
| ※令和元年度12月補正予算案計上 | |
| ③ 消防艇維持管理事業（よこはま：法定検査等、まもり：更新に向けた建造等） | |
| ・ 維持管理費 | ： 62 百万円 （県費要望額 5 百万円） |
| ・ 消防艇まもり更新費 | ： 398 百万円 （県費要望額 26 百万円） |

提案の担当 / 消防局横浜ヘリポート航空科長
消防局総務部施設課長

櫻井 清二 TEL 045-784-0119
小野寺 勝 TEL 045-334-6571

医療・介護の提供体制の充実

健康医療局、福祉子どもみらい局

地域医療介護総合確保基金等を活用した医療と介護の提供体制の確保・充実及び連携の推進

【提案の背景・必要性】

- いわゆる“団塊の世代”が全て75歳以上になる2025年に向けて、県では病床機能の確保や人材の確保・養成等を目的に平成28年10月、「神奈川県地域医療構想」を策定しています。また、本市においても2025年を見据え、平成30年3月に「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「よこはま保健医療プラン2018」を策定しました。
- 同計画・プランでは、介護予防・健康づくり、在宅生活を支えるサービスの充実等の取組を展開するとともに、増え続ける医療・介護需要に対応するため、新規病床整備・病床機能転換、介護・医療人材確保や特別養護老人ホームの整備等を推進することとしています。
- 介護人材について、将来的に見込まれる不足に対応するために、①新たな介護人材の確保、②定着支援、③専門性の向上を3つの柱として、様々な施策に取り組んでいます。特に海外からの介護人材受入を促進する等、事業を拡大していく必要があります。
- また、高齢化の進展に伴い患者数の増加が見込まれ、**県民・市民の死亡原因の第2位となっている心血管疾患については**、本市は「よこはま保健医療プラン2018」で、県においても「神奈川県保健医療計画（平成30年度～平成35年度）」で、急性期以後の医療やリハビリテーションを多職種チームにより推進する旨がそれぞれ掲げられています。しかし、**県及び本市における医療機関の体制、施設数は他都市と比べ十分とは言えない状況であり、本市が実施する心血管疾患対策事業の拡充が必要です。**
- さらに、**地域密着型特別養護老人ホームについては**、広い土地の確保が困難な本市において整備数確保のための重要な手段ですが、**建築コストの増加等にとともに、整備促進が難航しており、更なる支援策が必要です。**
- つきましては、超高齢社会の到来に備え、これらの取組を集中的に推進するために、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の積極的な活用と県予算の確保を要望します。

【次頁あり】

地域医療介護総合確保基金の活用と県予算の確保による取組

ア 人材の積極的な確保策の推進

<p>(1) 介護人材支援事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【要望事項】</p> <p>I 補助対象事業の拡大</p> <p>II 財源措置及び補助要件の見直し</p> </div>	<p>I 基金活用に向けた補助対象事業の拡大</p> <p>【対象事業の概要】</p> <p>①訪問介護未経験者の資格取得の助成</p> <p>②現地で日本語や介護に関する専門知識等に係る学習支援</p> <p>③母国語での相談等に対応するための環境整備</p> <p>II 基金を活用した外国人留学生向けの支援事業に係る財源措置等</p> <p>①新たに雇用する介護職員の住居借上げ支援</p> <p>②日本語学校の学費補助等</p> <p>本市は、新たな介護人材の確保につながるよう、外国人留学生を含む新たに雇用する介護職員を対象とした住居費の支援及び外国人留学生の日本語学校の学費補助を行っています。<u>つきましては、本市補助制度への財源措置及び県補助制度の補助要件の見直しを要望します。</u></p> <p>参考【市／県比較】</p> <table border="1" data-bbox="571 719 1433 978"> <thead> <tr> <th></th> <th>横浜市</th> <th>神奈川県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間補助基準額</td> <td>①72万円以内 (1/2) ②70万円以内 (1/2)</td> <td>①36万円以内 (1/3) ②60万円以内 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>補助期間</td> <td>①5年間 ②2年間</td> <td>①2年間 ②1年以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>①新たに介護職員となる人 ②外国人留学生</td> <td>①②外国人留学生</td> </tr> </tbody> </table>		横浜市	神奈川県	年間補助基準額	①72万円以内 (1/2) ②70万円以内 (1/2)	①36万円以内 (1/3) ②60万円以内 (1/3)	補助期間	①5年間 ②2年間	①2年間 ②1年以内	補助対象	①新たに介護職員となる人 ②外国人留学生	①②外国人留学生
	横浜市	神奈川県											
年間補助基準額	①72万円以内 (1/2) ②70万円以内 (1/2)	①36万円以内 (1/3) ②60万円以内 (1/3)											
補助期間	①5年間 ②2年間	①2年間 ②1年以内											
補助対象	①新たに介護職員となる人 ②外国人留学生	①②外国人留学生											

イ 心血管疾患の再発予防の推進

<p>(1) 心血管疾患対策事業 (心臓リハビリテーション推進事業)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【要望事項】</p> <p>補助対象病院数の拡大</p> </div>	<p>心血管疾患対策については、令和元年度、強化指定病院による地域連携の構築を主眼とする心臓リハビリテーション推進事業を本市が立ち上げ、基金の対象となりましたが、県下におけるパイロット事業として、市内3病院分の予算措置となっています。</p> <p><u>しかし、県及び本市における心血管疾患リハビリテーションに係る医療機関の体制、施設数は下記のとおり他都市と比べ十分とは言えない状況です。</u></p> <table border="1" data-bbox="778 1256 1422 1713"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>横浜北部</th> <th>横浜西部</th> <th>横浜南部</th> <th>県平均</th> <th>全国平均</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">循環器内科医師数(人)</td> <td>集計値</td> <td>110</td> <td>62</td> <td>98</td> <td>61.7</td> <td rowspan="2">平成26年 医師・歯科 医師・薬剤師調査</td> </tr> <tr> <td>10万人あたり</td> <td>7.1</td> <td>5.6</td> <td>9.2</td> <td>7.5</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">心大血管リハビリテーション料(I)届出施設数</td> <td>集計値</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4.0</td> <td rowspan="2">平成28年3月31日 診療報酬施設基準</td> </tr> <tr> <td>10万人あたり</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入院心血管疾患リハビリテーションの実施件数</td> <td>レセプト件数</td> <td>1,783</td> <td>652</td> <td>1,058</td> <td>1,109</td> <td rowspan="2">平成27年度 NDB</td> </tr> <tr> <td>10万人あたり</td> <td>114.9</td> <td>58.7</td> <td>99.8</td> <td>133.8</td> <td>151.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数</td> <td>レセプト件数</td> <td>1271</td> <td>69</td> <td>308</td> <td>759.1</td> <td rowspan="2">平成27年度 NDB</td> </tr> <tr> <td>10万人あたり</td> <td>81.9</td> <td>6.2</td> <td>29.1</td> <td>91.6</td> <td>107.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：神奈川県保健医療計画（平成30年度～平成35年度）</p> <p>本事業は、医学的エビデンスを有する取組として、エリアによって不均衡が生じることなく、地域密着で市全域に施策の効果を行き届かせることが重要であり、そのためには市内で7病院分が必要と考えています。</p> <p><u>つきましては、当該事業の予算措置について、横浜市全域を対象とするために、病院数の拡大を要望します。</u></p>	区分	横浜北部	横浜西部	横浜南部	県平均	全国平均	出典	循環器内科医師数(人)	集計値	110	62	98	61.7	平成26年 医師・歯科 医師・薬剤師調査	10万人あたり	7.1	5.6	9.2	7.5	9.3	心大血管リハビリテーション料(I)届出施設数	集計値	6	5	6	4.0	平成28年3月31日 診療報酬施設基準	10万人あたり	0.4	0.5	0.6	0.5	0.8	入院心血管疾患リハビリテーションの実施件数	レセプト件数	1,783	652	1,058	1,109	平成27年度 NDB	10万人あたり	114.9	58.7	99.8	133.8	151.0	外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数	レセプト件数	1271	69	308	759.1	平成27年度 NDB	10万人あたり	81.9	6.2	29.1	91.6	107.8
区分	横浜北部	横浜西部	横浜南部	県平均	全国平均	出典																																																						
循環器内科医師数(人)	集計値	110	62	98	61.7	平成26年 医師・歯科 医師・薬剤師調査																																																						
	10万人あたり	7.1	5.6	9.2	7.5		9.3																																																					
心大血管リハビリテーション料(I)届出施設数	集計値	6	5	6	4.0	平成28年3月31日 診療報酬施設基準																																																						
	10万人あたり	0.4	0.5	0.6	0.5		0.8																																																					
入院心血管疾患リハビリテーションの実施件数	レセプト件数	1,783	652	1,058	1,109	平成27年度 NDB																																																						
	10万人あたり	114.9	58.7	99.8	133.8		151.0																																																					
外来心血管疾患リハビリテーションの実施件数	レセプト件数	1271	69	308	759.1	平成27年度 NDB																																																						
	10万人あたり	81.9	6.2	29.1	91.6		107.8																																																					

【裏面あり】

ウ 特別養護老人ホームの整備推進

(1) 特別養護老人ホームの整備

<参考>年度別公募数・選定数

(単位：人)	H30	R元	R2
公募数	600	751	600
うち地域密着型	87	87	87
選定数	449	390*	
うち地域密着型	29	0*	

※R元.11末時点。R元年度については追加公募中。

【要望事項】

地域密着型特別養護老人ホームの整備推進に関する要望

- ・ 補助制度の創設（補助率 3/4）
- ・ 国要望の連携・協力

要介護認定者等の増加をうけ、本市では、特別養護老人ホームの新規整備を推進しています。しかし、広域型特養の整備には少なくとも 3,500 m²以上の床面積を有する建物が建築可能な土地が必要となり、広い土地の確保が困難な本市において、整備を加速するためには、狭い土地（広域型の3分の1程度）でも建設可能な地域密着型特養の整備促進が必要不可欠です。

しかしながら、地域密着型特養は建築コストの増加などにより、本市においても整備が難航しています。

つきましては、東京都のように現行の基金を活用した補助に加えて、県単独の上乗せ補助（補助率 県 3/4、市町村 1/4）の制度創設を要望します。また、基金の単価設定の見直しについて、国に対する要望の連携・協力をお願いいたします。

【参考】東京都の地域密着型特養に対する整備費補助
基金補助と都単独補助の併用

①基金補助（補助率 10/10）

国の定める上限額（448万円）×定員数

②都単独補助（補助率 都 3/4、区市町村 1/4）

最大 279万円×定員数

補助総額 ①+②=最大 727万円×定員数

提案の担当／ 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
医療局疾病対策部がん・疾病対策課長
健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設整備担当課長

佐藤 泰輔 TEL 045-671-2355
本間 睦 TEL 045-671-2368
古賀美弥子 TEL 045-671-2957
松村 健也 TEL 045-671-3620

総合的な依存症対策の推進に向けたギャンブル等依存症対策基本法に基づく、ギャンブル等依存症対策推進計画の策定

【提案の背景・必要性】

- ・本市では、これまでも、アルコール健康障害対策基本法やギャンブル等依存症対策基本法、法に基づく国の基本計画や神奈川県アルコール健康障害対策推進計画のほか、国が示した依存症対策総合支援事業要綱に基づき、アルコールや薬物、ギャンブル等依存症の総合的な対策を進めています。
- ・総合的な依存症対策について、本市の計画である「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」及び「よこはま保健医療プラン2018（計画期間：2018～2023）」の施策として掲げ、当事者や家族からの相談体制の強化を進めることとしています。
- ・このような中、ギャンブル等依存症対策基本法（以下「基本法」という。）及び基本計画が策定され、都道府県の実情に即した対策の推進に関する計画（都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画）を策定する努力義務が規定されています。
- ・つきましては、本市においても、総合的な依存症対策をより一層推進するため、県におかれましても早期に都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定を進めていただくよう、要望します。

観光施策の推進への支援

教育局、国際文化観光局

三溪園の重要文化財建造物大規模修繕等に対する県予算確保及び連携強化、県施設におけるライトアップの拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 県や本市の一層の飛躍のため、ラグビーワールドカップ 2019™及び東京 2020 大会等を契機に国内外の交流人口を拡大し、観光・MICE の推進につなげることが重要です。
- ・ 三溪園は、貴重な観光資源であり迎賓施設です。近年は外国人旅行者の来園が増加していることも踏まえ、更なる魅力向上が必要です。
- ・ 一方で、重要文化財等の老朽化が進行しており、大規模修繕及び耐震対策工事が急務です。県からの財政支援は、29 年度以降、年々交付率が減少し、令和元年度の交付率は 26%にとどまっています。
- ・ また、園内トイレ改修など来園者の受入環境整備、体験ツアー造成など新たな魅力創造、国内外への PR 等の取組の強化が必要です。
- ・ つきましては、重要文化財等の大規模修繕を確実に遂行するためにも、三溪園の文化財保存修理に特化した予算の拡充をお願いします。併せて、魅力向上について、県と市がより連携して、観光施設としての機能を充実させ、国内外への発信強化していくことも含め、検討をお願いします。
- ・ また、本市では、今年度から、ナイトタイムエコノミーの充実に向けて、街全体を光と音で演出する「創造的イルミネーション事業」により、夜間の賑わい創出を強化しています。県には、県庁舎の壁面の光の色を変える演出をしていただき、縣市連携してナイトタイムにおける観光誘客に取り組んでいるところです。
- ・ 令和 2 年度は、文化庁の「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」を活用し、参加施設を増やし、演出エリアを拡大することで、街の回遊性の向上につなげていきます。
- ・ つきましては、県庁舎のライトアップ継続及び横浜都心臨海部の他の県有施設でも光の演出を行っていただくよう要望します。

【次頁あり】

【参考】

1 三溪園重要文化財建造物大規模修繕等

(1) 重要文化財建造物 保存修理工事概要

主な対象施設	修理方針	工期	事業費
臨春閣、月華殿 旧東慶寺仏殿	屋根葺替・部分修理 解体修理	第一期 H30-R5	約7.8億円
旧燈明寺三重塔 旧矢筥原家住宅	半解体修理 屋根葺替・部分修理	第二期 R6-9	約5.8億円
聴秋閣、旧燈明寺本堂 等	屋根葺替・部分修理	第三期 R10-13	約3.1億円
合 計			約17億円

※「名勝三溪園内重要文化財建造物保存修理工事 事業計画書」(平成29年9月27日)より。
 県、市、(公財)三溪園保勝会の三者で文化庁に提出。その際、文化庁から、「中長期修繕となるため、補助金については国、県、市、所有者の分担をきちんと負担できるように、それぞれが予算措置を講じなければならない。始めたら途中で予算を理由に辞めることはできない。」という意見あり。

※上記事業費には耐震診断費用は含まれるが、耐震対策工事費が別途必要。

(2) 庭園建造物保存修理支援事業 過年度交付決定額

[単位：千円]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事業費	16,828	18,365	19,516	68,634	102,745	309,300
国補助金	8,414	9,182	9,758	34,317	51,372	154,650
県補助金 (a)	2,804	3,060	3,252	7,549	5,146	13,185
市補助金	5,610	4,236	6,506	22,878	34,843	89,868
三溪園保勝会	0	1,887	0	3,890	11,384	51,597
事業費×1/6の額 (県補助申請額) (b)	2,805	3,061	3,253	11,439	17,124	51,550
県交付率(a/b)×100	100%	100%	100%	66%	30%	26%

※＜国補助金＞ 補助率：国庫補助対象経費の1/2

＜県補助金＞ 補助率：国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/3以内
 県補助金名称：指定文化財保存修理等補助金

2 三溪園の訪日外国人等来園者の受入環境整備の取組

R元年度事業費 園内トイレ改修：7,000万円

多言語対応の拡充：1,550万円

うち、県予算措置額：500万円

※R元年度から、神奈川県外国人観光客受入環境整備補助金を活用

3 創造的イルミネーション(NIGHT SYNC YOKOHAMA)開催概要

主会場となる新港中央広場では、最先端のデジタル映像やイルミネーションを実施するほか、特別プログラムとして、18時から21時の毎時10分間、広場や周辺の建物等を光と音でダイナミックに演出する。

開催期間：令和元年11月1日(金)～12月27日(金) 18時～21時10分

※特別プログラム：18時、19時、20時、21時の各約10分間

開催場所：主会場 新港中央広場を中心とした新港地区

関連会場 神奈川県庁、山下公園、横浜美術館、大岡川

本市予算額：創造的イルミネーション事業 3億円

県予算額：県本庁舎イルミネーション化推進費 6,021万円

〈R2年度の想定〉

- ・演出エリア：大さん橋から見えるみなとみらいエリア及び山下公園エリア
- ・期間：7月～12月(6か月)
- ・実施拡大を想定している県施設：神奈川県立歴史博物館(横浜市中区南仲通5-60)
 神奈川県民ホール(横浜市中区山下町3-1)

提案の担当／文化観光局観光MICE振興部観光振興課長 永井 由香 TEL 045-671-3940
 文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課創造まちづくり担当課長

河本 一満 TEL 045-671-4241

- 1 県域における広報・PR 実施など、大会に向けた機運の醸成の取組への連携・協力
- 2 大会期間中の競技会場周辺を中心とした市内の警備への対応

【提案の背景・必要性】

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催がいよいよ翌年に迫る中、本市は大会の成功に向けて、神奈川県、組織委員会等の関係機関と連携しながら、着実に開催準備や機運醸成等の取組を進めています。
- ・本市では、横浜国際総合競技場にてサッカーが 11 試合、横浜スタジアムにて野球が 15 試合、ソフトボールが 11 試合開催されることが決定しているほか、競技会場以外でも、ライブサイト等のイベントを多数開催することを予定しています。
- ・本市で開催される競技には、いずれも決勝戦が含まれていることから、世界の注目がここ横浜に大きく集まるとともに、大会期間中は、要人を含む多くの方々が国内外から訪れることが予想されます。
- ・つきましては、県域における広報・PR 実施など、大会に向けた機運の醸成の取組への連携・協力を要望します。

また、大会期間中の競技会場周辺を中心とした市内の警備について、より一層の対応を要望します。

(参考)

- 1 試合内容について
 - (1) 横浜国際総合競技場
 - ア サッカー（男子） 8 試合（決勝 1、準々決勝 1、予選 6）
 - イ サッカー（女子） 3 試合（準決勝 1、準々決勝 1、予選 1）
 - (2) 横浜スタジアム
 - ア 野球 15 試合（決勝 1、3 位決定戦 1、準決勝 2、予選 11）
 - イ ソフトボール 11 試合（決勝 1、3 位決定戦 1、予選 9）
- 2 横浜市が実施する「東京 2020 ライブサイト」について
 - (1) 横浜市役所アトリウム（新市庁舎）
 - ア オリンピック期間 : 7月22日～8月9日 19日間
 - イ パラリンピック期間 : 8月25日～9月6日 13日間
 - (2) 横浜文化体育館
 - ア オリンピック期間 : 7月24日～8月9日 17日間

国際園芸博覧会の横浜開催支援

政策局・環境農政局・県土整備局

国際園芸博覧会招致の協力と必要な財源措置

【提案の背景・必要性】

- ・本市では、旭区・瀬谷区にまたがる旧上瀬谷通信施設での都市基盤整備の促進、国内外の先導的なまちづくり等に寄与するため、国際園芸博覧会の招致を推進しています。今年5月には、「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立し、県知事及び県議会議長には、それぞれ、特別顧問及び副会長にご就任をいただきました。
- ・花と緑をシンボルに、生命感と未来の種にあふれた国際園芸博覧会が開催されることで、県内の観光産業や花き産業の振興といった新たな経済の活性化や、地域間の交流を支える交通ネットワークの形成、次世代に向けた持続的な環境創出に貢献します。さらに、子どもたちに感動を与え、未来に向けた創造的な提案の発信にもつながります。
- ・開催にあたっては、全国へもたらされる経済波及効果を8,800億円～9,100億円（80ha～100ha）と試算しており、神奈川県内への経済波及効果も見込まれます。
- ・そこで、2027年国際園芸博覧会の横浜開催を成功に導くためには、県の協力が不可欠であり、今後設立する全国的な誘致推進組織の円滑な運営のほか、国際園芸博覧会の事業実施主体である博覧会協会の設立準備や全国的な機運醸成、それらに必要な財源措置を講じていただけるよう、全面的な協力を要望します。

【全国的な誘致推進組織の概要】

設立時期：令和2年6月想定

事業内容：博覧会協会設立準備、国際園芸家協会（AIPH）・博覧会国際事務局（BIE）対応、
広報・機運醸成等

令和2年度事業費：102百万円（県費要望額：34百万円※）

※ 県負担の考え方：2025年大阪・関西万博の事例に沿い、県：市：民間＝1：1：1

【参考1】国際園芸博覧会開催概要

メインテーマ：幸せを創る明日の風景 Scenery of The Future for Happiness

開催場所：横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区

開催期間：2027（令和9年）年3月～9月 来場者数：1,500万人以上（見込み）

【参考2】令和2年度実施概要

全国的な誘致推進組織設立のほか、市単独で会場計画・輸送アクセス計画策定等を実施

次世代自動車の普及・促進に向けた充電設備の整備

産業労働局

集合住宅への電気自動車用充電設備設置にかかる補助制度の創設及び県予算の確保

【提案の背景・必要性】

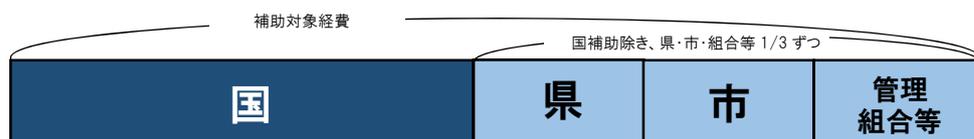
- ・地球温暖化対策の推進のため、国、神奈川県、横浜市では、目標を掲げて次世代自動車の普及・促進に努めています。
- ・国では、平成 28 年 3 月に「EV・PHV ロードマップ」をまとめ、基礎充電について、「国民の 4 割が居住する集合住宅への設置がほとんど普及しておらず、EV・PHV の潜在市場の掘り起こしに向けて極めて重要な課題である」としています。
- ・また、EV の所有者の 9 割以上が戸建住宅の居住者であることなどからも、集合住宅への充電設備の設置は、EV・PHV の普及に向けた喫緊の課題であると言えます。
- ・このような中、神奈川県では、平成 30 年 3 月に「かながわスマートエネルギー計画～平成 32（2020）年度までの重点的な取組～」をまとめ、「EV の普及を促進するためには、電気を供給する充電設備の整備が不可欠」との認識の下、令和 2 年度の EV 導入台数を累計最大 29,000 台と意欲的な取組目標を掲げています。
- ・本市も、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、令和 2 年度の次世代自動車の普及目標を累計 9,000 台と設定し、促進に向けた取組を積極的に推進しているところですが、市内住宅の 6 割以上を集合住宅が占めており、普及促進の鍵は、集合住宅への充電設備の設置にあると考えています。
- ・つきましては、国補助制度を活用した、集合住宅への電気自動車用充電設備設置補助にかかる財源措置の確保について要望します。

【要望補助スキーム】

補助対象者 : マンション管理組合法人、居住者等

補助対象経費 : 普通充電設備及び充電コンセントの設備購入費、設置工事費

補助形態 : 補助対象経費から国補助を除いた額のうち、県 1/3、市 1/3、管理組合等 1/3 負担※



※本市補助上限：普通充電設備 1 基 15 万円(1 か所 5 基まで)、充電コンセント 1 基 8 万円（左記同）

提案の担当／環境創造局環境保全部環境エネルギー課長 大島 貴至 TEL 045-671-2666
温暖化対策統括本部企画調整部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 TEL 045-671-2636

